

一般財団法人 みらい財団  
理事長 堀田力 殿

融資の件について

貴財団が休眠預金活用法上の指定活用団体に指定された場合、交付金が内閣府から振り込まれるまでの間の必要な経費として、財団の趣旨に賛同する者として無利息で融資の支援をさせて頂きます。

記

1 金額

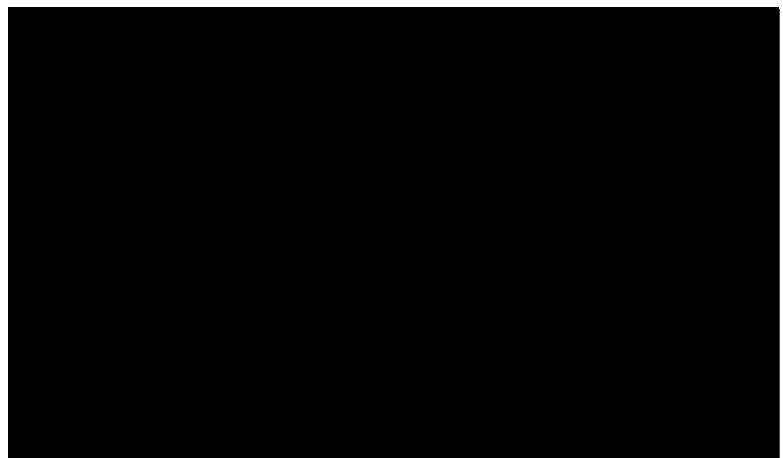


2 条件 無利子・無担保融資

指定活用団体としての指定が条件

貸付実行：指定後、所定の手続きが終了した後

返済期限：内閣府と指定活用団体の取り決めに基づく



この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成25年10月1日

一般財団法人 みらい  
理事長 堀田 力